総合的な交通のあり方検討に関する有識者懇話会 設置要綱

参考資料１

（名称）

第１条　本会は、「総合的な交通のあり方検討に関する有識者懇話会」（以下「懇話会」という。）と称する。

（目的）

第２条　懇話会は、大阪府内における今後の交通の取組の方向性について、長期的な視点で検討するため、外部有識者等と意見交換、懇談等を行うことを目的とする。

（設置期間）

第３条　設置期間は、施行日から令和５年３月31日までとする。

（構成員）

第４条　構成員は、交通政策の長期的な取組の方向性を検討する上で必要な、交通・経済・物流・環境・福祉のまちづくり等に関して専門技術的な助言ができる有識者（別紙のとおり）とする。

なお、有識者への謝礼の額は、日額9,800円とし、費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（運営方法）

第５条　懇話会の事務局は大阪府都市整備部交通戦略室に置くこととし、事務局が会の招集、開催、運営を行い、事務局が提示する資料等の内容について、構成員の意見を聴取するものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、懇話会実施に関し必要な事項は、別途構成員と協議し決定する。

附則　この要綱は令和４年６月30日から施行する。

　　　　附則　この要綱の一部改正は令和４年７月１日から施行する。

別　紙　（有識者）

【学識経験者】

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 役職等 |
| 石塚　裕子 | 大阪大学大学院人間科学研究科付属未来共創センター講師 |
| 長谷川　路子 | 追手門学院大学経済学部講師 |
| 水谷　淳 | 神戸大学海事科学部准教授 |
| 山田　忠史 | 京都大学経営管理大学院教授（京都大学大学院工学研究科教授　併任） |

（五十音順）

【行政関係者】

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 役職等 |
| 大塚　賢太 | 国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長 |
| 酒井　大斗 | 国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長 |

（五十音順）